

どうしたらいいの？

災害Q&A

① 被災家屋の解体

Q1 被災した家屋を解体する場合、市で解体してくれるの？

個人の財産であるため、市では解体できませんので、所有者で解体を行ってください。ただし、解体して発生した廃材や家財については、災害ごみとして無料で受け入れています。

環境課環境政策班 (☎62-5328)

② 災害ごみ

Q1 災害で出たごみや使えなくなった家財は、どのように処分したらいいの？

災害により住宅などから発生したごみは、木くず、金属くず、瓦、コンクリート殻、可燃物などに分類して出してください。家電については、被災した住宅で使用していたものを災害ごみとして受け入れています。そのほかの家電は、通常の家電リサイクル法により処理してください。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の本体部分は、専門の業者に処分を依頼してください。配管部分は、災害ごみとして受け入れています。なお衛生面から、洗浄、消毒をしてください。

環境課環境政策班 (☎62-5328)

Q2 災害ごみは、回収してくれるの？

市内全域について平成23年9月30日（金）まで、順次収集を行います。回収は無料ですので、連絡してください。自分で搬入することもできます。

建設課管理班 (☎57-1191)

Q3 災害ごみは、どこへ持って行けばいいの？

現在の集積場所を問い合わせてください。

ごみの搬入時には「り災証明書」が必要です。なおクリーンセンターでは、災害ごみの受け入れはしていません。

環境課環境政策班 (☎62-5328)

Q4 災害ごみの処分費は掛かるの？

災害によるものであれば費用は掛かりません。

環境課環境政策班 (☎62-5328)

Q5 災害ごみの受け入れはいつまでやっているの？

平成23年9月30日（金）で終了します。それまでに取り壊すことができない、災害ごみを搬入することができない場合は、相談してください。

環境課環境政策班（☎62-5328）

Q6 ごみステーションの収集は？

通常どおり収集していますので、決められた日の朝8時までに出してください。

環境課環境政策班（☎62-5328）

③ 「り災証明書」

Q1 「り災証明書」が欲しい

住宅や事業所の「り災証明書」は、税務課資産税班および各支所税務課分室で発行します。

税務課資産税班（☎62-5323）

農業施設や漁船の「り災証明書」は、農水産課振興班で発行します。

農水産課振興班（☎68-1175）

自動車の「り災証明書」は、総務課交通防災班で発行します。

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q2 「り災証明書」発行の料金は？

無料です。

Q3 「り災証明書」は1通しかもらえないの？

必要部数を発行します。

④ 応急危険度判定

Q1 家に紙（赤色・黄色・緑色）が張られているが？

地震や津波などで、家屋の倒壊の危険性、落下物の危険性などを判定し、二次的災害を防止するために専門の建築士により建物の応急危険度判定を行いました。赤色は危険、黄色は要注意、緑色は問題なしと判定し、紙を張っています。

調査は外観で行い、戸建て住宅やアパートなどを対象として実施しました。

都市整備課建築班（☎62-5895）

Q2 応急危険度判定調査は、り災証明書の基準となるの？

あくまでも、住むために危険か危険でないかの応急的な調査であり、り災証明書の被害程度の調査ではありません。

都市整備課建築班（☎62-5895）

⑤ 住宅相談

Q1 住宅などの相談はどこへしたらいいの？

都市整備課建築班で受け付けています。被災した人たちの仮設住宅の申し込みや、今後の住まいに関する問題について、各種制度の紹介や、内容に応じた専門機関の紹介を行っています。

都市整備課建築班（☎62-5895）

Q2 被災した建物を、どう直せばよいか相談したい

被災した建物の補修方法などは、下記へ問い合わせてください。

- 国土交通省住まいのダイヤル ☎0120-330712
- 千葉県建築士会 ☎043-202-2100
- 千葉県建築士事務所協会 ☎043-224-1640
- 日本建築構造技術者協会 ☎043-225-2181

⑥ 被災者生活再建支援制度

Q1 応急危険度判定で赤紙（危険）が張られているのに、被災者生活再建支援制度の対象にはならないの？

応急危険度判定と被災者生活再建支援制度の被害判定は異なります。

企画課被災者支援室（☎62-5367）

Q2 半壊の判定が出たが取り壊したい

住宅の全てを取り壊す場合は、被災者生活再建支援制度の対象となる場合がありますので、企画課被災者支援室に連絡してください。

企画課被災者支援室（☎62-5367）

⑦ 住宅の応急修理制度

Q1 応急修理制度を使って家を修理した後、仮設住宅への入居はできる？

応急修理をした人は仮設住宅へは入れません。

財政課管財班（☎62-5315）

Q2 家電製品も応急修理制度で修理できる？

できません。

財政課管財班（☎62-5315）

⑧ 応急仮設住宅

Q1 仮設住宅に申し込みたい

都市整備課建築班で受け付けをしています。電話でも申し込みできます。

都市整備課建築班 (☎62-5895)

Q2 仮設住宅の敷地に駐車スペースはあるの？

1台分は確保します。

都市整備課建築班 (☎62-5895)

Q3 仮設住宅へのペットの入居は可能？

ペットの入居はできません。県健康福祉部衛生指導課 (☎043-223-2627) へ相談してください。

都市整備課建築班 (☎62-5895)

⑨ 住宅の消毒、浄化槽のくみ取り

Q1 被災した住宅を消毒してほしい

健康管理課に連絡してください。

健康管理課庶務企画班 (☎63-8766)

Q2 浄化槽が海水や泥でいっぱいになってしまったので、くみ取ってほしい

東総衛生組合に連絡してください。

東総衛生組合 (☎62-0794)

⑩ ボランティア

Q1 ボランティアをしたい

社会福祉協議会へ問い合わせください。

社会福祉協議会 (☎57-5577)

Q2 ボランティアをお願いしたい (被災家屋の片付けなど)

社会福祉協議会で受け付けています。

社会福祉協議会 (☎57-5577)

⑪ 防災無線

Q1 防災行政無線で流した内容を教えて欲しい

総務課にお問い合わせください。また市ホームページでも放送内容を掲載しています。

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q2 防災行政無線戸別受信機が聞こえない（受信不良）

次の事項を試してみてください。それでも聞こえない場合は、総務課交通防災班に連絡してください。

- ▶アンテナが最大まで伸びていることを確認する
- ▶設置場所を変更してみる
- ▶同じ部屋の中でも、窓際や高い場所に置いてみる
- ▶場所を変えるたびに、電源を入れ直してください

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q3 防災行政無線戸別受信機が欲しい

総務課交通防災班にお問い合わせください。

総務課交通防災班（☎62-5835）

⑫ 原発事故・放射能関連

Q1 放射能についての情報を知りたい

市では大気中の放射線量率の測定は行っていません。

放射能関連の情報については、「千葉県環境研究センター」および「独立行政法人・放射線医学総合研究所」にお問い合わせください。

- 千葉県環境研究センター（☎0436-21-6371）
- 放射線医学総合研究所（放射線被ばくの健康相談窓口・☎043-290-4003）

※市ホームページでも情報を提供しています。

環境課環境政策班（☎62-5328）

Q2 市の水道水は飲んでも大丈夫？

東総広域水道企業団で採水した水道水の、放射性ヨウ素（ ^{131}I ）の測定結果（速報値）は、厚生労働省が示した乳児による水道水の摂取を控える指標である100ベクレル/kgを下回り、摂取しても健康に影響を与えない結果となっています（5月6日現在）。最新の検査結果は市ホームページで見ることができます。

水道課工務班（☎63-8882）

Q3 旭市産農産物への放射能の影響は？

サンプリング検査の結果、一時、出荷が制限されていた野菜（ホウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー、パセリ）は、その後の3回の検査全てで暫定規制値を大きく下回り、安定的な安全性が確保されたとして、通常どおり出荷されています。サンプリング検査は引き続き実施されており、最新情報は、市ホームページで見ることができます。

農水産課振興班（☎68-1175）

13 安否確認・被害状況

Q1 安否確認をしたい

「友人と連絡が取れない」など、安否の確認をしたい場合は、電話で問い合わせてください。個人情報となるものは回答できません。

行政改革推進課（☎62-5345）

総務課交通防災班（☎62-5835）

Q2 市内の被害状況を知りたい

電話で問い合わせてください。市ホームページでも見るすることができます。

総務課交通防災班（☎62-5835）

秘書広報課広報広聴班（☎62-8070）



©ちばてつや

ちばてつやさんからの応援メッセージ

14 義援金・義援物資

Q1 義援金を送りたい

① 振り込みの場合

【郵便局・ゆうちょ銀行】 口座記号番号：00190-4-577
口座加入者名：旭市災害義援金（アサヒシサイガイギエンキン）
※振込手数料は免除となります。

【千葉銀行 旭支店】 預金種目：普通預金
口座番号：3483907
口座名義：旭市災害義援金（アサヒシサイガイギエンキン）
※下記の金融機関本店・支店の窓口での振込手数料は無料です。
但し、窓口以外（ATMなど）での振り込みおよびほかの金融機関からの振込手数料は振込人の負担となります。

〔千葉銀行、銚子信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子商工信用組合、ちばみどり農業協同組合、筑波銀行（順不同）〕

② 持参する場合

旭市役所会計課

③ 義援金の募集期間

平成23年9月30日（金）

④ 領収書の発行

銀行窓口などから義援金口座へ振り込みをした場合、控えとして手元に残る振込金受取書が、領収書の代わりとなります。大切に保管してください。領収書の再発行はしません。

⑤ 税法上の取り扱い

この災害義援金は、所得税、地方税の寄付金控除の対象となります。

悪質な詐欺に気をつけて！

市の関係者が個人や企業・団体に個別に義援金を呼び掛けることはありません。電話や訪問などにより個別に寄付金や義援金を求めてきた場合には、十分注意してください。

会計課出納班（☎62-5335）

Q2 義援物資はどこで受け入れているの？

皆さまの善意により寄せられた、数多くの義援物資のおかげで、旭市が取り扱う物資については十分確保ができる見通しとなりました。ついては、平成23年5月15日（日）をもって義援物資の受け入れを終了させていただきます。ありがとうございました。

商工観光課商業振興班（☎62-5874）